

「広報よこはま西区版の編集・デザイン等業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「広報よこはま西区版の編集・デザイン等業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準並びに西区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料（仕様書等）により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 当該業務の実施方針
- (2) 当該業務に関する具体的な提案
- (3) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務の実施方針の妥当性・実現性等
 - (2) 提案内容の妥当性・実現性等
 - (3) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。しかし、応募多数の場合は1次審査として提案書評価基準を用いて書類選考を行い、5者を選定し、2次審査としてヒアリングを行うものとする。なお、2次審査では提案者からのヒアリング実施後、評価項目について再度評価を行う。また、応募数が5者以下の場合は提案者全員にヒアリングを行い選考するものとし、2次審査は行わないものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定・非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価

- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 委員は西区役所職員で構成し、委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
委員長 総務課長
副委員長 高齢・障害支援課長
委員 区政推進課長、地域振興課長、福祉保健課長、こども家庭支援課長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 評価委員会を欠席した評価委員は、評価には参加しないものとする。
 - 6 委員長は、評価結果を西区入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

（評価結果の審査）

- 第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。
- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
 - (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
 - (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
 - (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
 - (5) その他必要な事項

（特定の効力）

- 第7条 受託候補者として特定した場合の特定の効力は、特定者が事業を開始した年度から起算して3か年度とする。
- 2 区長は、前項の規定にかかわらず、特定者が次の各号のいずれかに該当し、事業の受託者として適当でないと認めるときは、特定の取り消しを命じることができる。
 - (1) 第3条に規定する提案書に、虚偽の記載があったとき
 - (2) 事業の委託契約について重大な違反があり、そのことにより委託契約を継続することが困難なとき
 - (3) 事業にあたり、区との連携及び協力に欠けるとき
 - (4) その他受託者として適当でないと区長が認めるとき

附則

この要領は、令和5年11月28日から施行する。